

# 随時監査結果報告書

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査を次のとおり実施しました。

## 第1 監査を実施した監査委員

小 嶋 正 道

塚 本 克 彦

## 第2 監査の種類

物品管理に関する監査

## 第3 監査の概要

### 1 監査の実施日

令和元年12月6日

### 2 監査の対象とした部課

子育て健康部 子育て支援課（中部児童クラブ）

市民協働部 協働推進課（おかよし交流センター）

### 3 監査の対象とした事項及び範囲

物品管理に関する事務

### 4 監査の着眼点及び実施方法

みよし市物品管理規則（以下「規則」という。）及び消耗品管理基準（以下「基準」という。）のとおりに、適切に物品（消耗品）の記録管理がされているか。また、保管方法は適正か等を主眼とし、現物の実査及び現物と消耗品受払簿等関係書類を照合するとともに、関係職員の説明を聴取して監査を実施しました。

## 第4 監査の結果

以下、監査対象課ごとに上記着眼点に沿って監査結果を報告します。

### 1 子育て健康部 子育て支援課（中部児童クラブ）

令和元年12月6日午前11時から、子育て支援課副主幹立会いのもと監査を実施した結果、対象とした自動体外式除細動器は、規則第27条に基づき、物品台帳を備え、所定の配置場所において適正に管理されていました。

### 2 市民協働部 協働推進課（おかよし交流センター）

令和元年12月6日午後1時30分から、協働推進課長及び副主幹立会いのもと監査を実施した結果、監査対象としたトレーニング機器始め36品目の物品は、規則第27条に基づき、物品台帳を備え、所定の配置場所において適正に管理が

されてきました。

タイガー電気ポット始め 18 品目の消耗品は、基準第 2 条に規定に基づき、消耗品受払簿を備え、適正に管理されてきました。